

# 緊急事態対策規程補足資料

## 災害時出社・退社判断ガイドライン

### 1. 目的

緊急事態対策規程に定める自然災害において、従業員の生命と身体等の安全確保を最優先としたうえで、出社・退社にかかる判断を迅速且つ、適切に行うこととする。

### 2. 範囲

自然災害（風水害・地震・噴火）

### 3. 勤怠に関する基本的な考え方

市町村が出す避難情報で「警戒レベル4」以上ないしは、国や都道府県が出す防災気象情報で「警戒レベル4相当情報」以上が事業所所在地、従業員居住地域並びに通勤経路上で発令された場合は、会社指示による待機指示と同等とし、発令が解除されるまで当該地域への移動または通過をしない。

上記以外での自宅周辺及び通勤経路における自然災害時の危険度判断は、各個人が情報収集に努めるとともに、出社・退社が困難な状況が生じた場合は速やかに上長に連絡、相談をする。

会社指示による遅刻または早退は、出社時は「直行」、退社時は「直帰」の打刻申請を行い就業時間として扱う。

会社指示に基づかない未出社または出社・退社時刻の変更については、ノーワークノーペイの原則に基づき、欠勤ないしは遅刻・早退となるが、有給休暇の使用については、「当日申請有休使用及び遅刻欠勤時対応ガイドライン」によるものとする。

※「警戒レベル」については別紙を参照

### 4. 「警戒レベル4」、「警戒レベル4相当情報」未満の判断基準

交通機関のマヒなど、各社員個別のやむをえない事情に基づく欠勤、遅刻、早退の許可については部門長以上が行う。営業活動停止可否については所管する執行役員以上が状況を判断した上で、総務部門が確認しグループへの連絡及び会社決定の全社通知を行う。但し、いかなる場合においても自身と従業員に身の危険が迫っている場合は、安全を最優先に考え即時対応をしなければならない。

### 5. 判断例

#### ●危険が迫っている際の即時現場判断 例1

震度4の地震により、近隣で火災が発生した。

火や煙などにより身に危険が迫る可能性があるため、店長は直ちに一時閉店を判断し全員（お客様の誘導を含む）安全な場所へ避難し、その後速やかに上長へ報告した。

### ●危険が迫っている際の即時現場判断 例 2

「警戒レベル 4」の台風通過後、天候が良くなつたため出勤をしようとしたが、近隣の河川が氾濫したため自らの判断で家族とともにすぐに避難所へ避難した。避難所に避難が完了した段階で速やかに上長へ報告した。

### ●帰宅指示の判断 例 1

綾瀬事業所で午後から雪となり、公共交通機関が間引き運転を開始し大雪による運航停止の可能性が示唆されている。

帰宅時間帯まで待った場合、交通機関がストップし帰宅困難者が出ることが予想されるが、生産物流統括本部の担当執行役員が不在であったため、出社している部長が協議し担当取締役に状況を報告した。担当取締役は、営業活動停止の判断を行い近隣に住む一部の社員での残務処理の実施と、その他の従業員の帰宅を指示した。

その後、営業活動停止を決定したことを共有し総務部門にグループ全体へ通達を出すよう要請した。

### ●帰宅指示の判断 例 2

東京、神奈川、埼玉、千葉で昼頃に台風が直撃となり、12 時頃に「警戒レベル 4」が発令された。

気象庁より数時間で台風は通過する見込みとの予報が出ている。

管理本部担当執行役員にて検討の結果、該当地域全ての店舗、事業所に対する帰宅指示は行わず事業所屋内での業務継続を指示した。

### ●帰宅許可の判断 例 1

なんば店所属の従業員から店長に「警戒レベル 4」に至っていないが、「通勤経路の路線で川を超える鉄橋があり、このまま雨が続くと電車が止まり帰宅するのが深夜になる可能性が高いので事前に帰宅したい」との相談があった。

店長から連絡を受けた SV が担当部長に相談の上、担当部長が従業員の申し出を許可した。

### ●自宅待機の判断 例 1

関東地方にて台風通過に伴い、出勤時間帯に「警戒レベル 4」が発令されたため、従業員から自宅待機する旨の連絡を店長が受けた。

店長は、台風の通過にともない居住地域、通勤経路、事業所所在地で「警戒レベル 4」未満となつた場合は、再度連絡の上安全に配慮して出社するよう指示をした。

店長は指示した内容及び現地の状況について、情報共有のため SV に報告した。

### ●自宅待機の判断 例 2

大須店に出勤しようとした従業員からの連絡で、店舗近くの川が氾濫し店舗周辺が浸水被害に見舞われており安全に近づけないことが分かったため、報告を受けた担当部長は、連絡してきた従

業員に安全を最優先して最寄りの避難所または自宅で待機するよう指示をした。  
また SV に対して現地確認の指示を行うとともに、担当執行役員に現状を報告した。  
担当執行役員は安全確認ができるまでの間、店舗の営業活動停止を判断し、総務部門に大須店の営業活動停止をグループ全体へ通達するよう依頼するとともに、「安否確認システム」による大須店従業員への一斉連絡を要請した。

#### ●自宅待機の判断 例 3

超大型の台風の接近により、明朝の首都圏の全在来線の計画運休が発表された。  
本社を含む意思決定のため総務部門長が取締役会に判断を仰ぎ、対象となる全ての事業所ならびに店舗の正午までの営業活動停止を決定した。  
総務部門に営業活動停止をグループ全体へ通達するよう依頼するとともに、「安否確認システム」による対象従業員への一斉連絡を要請した。

#### 補足資料

政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報

引用 <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201906/2.html>

命を守るために知ってほしい（政府広報オンライン）

「特別警報」

引用 <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201307/4.html>